

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課)二四五

公示

土地改良区の解散

(農地整備課)二四六

公共測量の実施

(用地課)二四六

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所)二四六

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所)二四七

正誤

土地改良区の定款の変更認可中訂正

(法務・情報公開課)二四七

岐阜県主要農作物種子条例中訂正

(同)二四七

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所)二四七

告示

岐阜県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	河神合岡線	飛騨市河合町稲越字峠山一八九五番二地先から 同市同町保字すげ田作九三八番三七地先まで	二九七	平成三〇・四・三	平成三六・三・二

岐阜県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路

第三千四百十二号

平成三十一年四月二十三日

(火曜日)

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定区域又は変更の告知年月日ほか)
河神岡線						
飛騨市河合町保字保峠二〇八三番八地先から 同市同町同字向二〇八四番三地区先まで				五・二	平成三・四・三	平成六・三・二五

公示

土地改良区の解散

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	解散認可年月日
東白川村土地改良区	平成三二・四・一六

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 各務原市
- 二 作業種類 公共測量(共用地図データ更新整備業務)
- 三 作業期間 平成三十一年五月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 作業地域 各務原市

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町石畑土地改良区	平成三一・四・二二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社